

第6号様式別表6、別表7及び別表8記載の手引

欄等		記載のしかた	留意事項
別表六	1 用途等	この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付してください。この場合において、これらの事業を併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載します。	
	2 「収入金額の総額」	「摘要」の欄には、事業収入及び事業に付随する一切の収入金額を記載します。なお、法附則第9条第10項の適用を受ける法人が、同項に規定する大口供給以外の方法によりガスの供給を行う場合においては、当該大口供給に係る収入金額と当該大口供給以外の方法によるガスの供給に係る収入金額に区分して記載してください。	
	3 「控除される金額」	国及び地方団体の補助金、固定資産の売却による収入金額のほか保険金、有価証券の売却による収入金額、不用品の売却による収入金額、受取利息及び受取配当金等政令第22条及び政令附則第6条の2の規定により控除される収入金額を記載します。	
別表七	1 用途等	この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付してください。	
	2 「課税標準の計算」(①から④までの欄)	「収入金額」の各欄には「収入金額に関する明細書」により計算した「差引収入保険料⑨」の計欄の金額を、それぞれ対応する保険の種類ごとに記載します。	
別表八	1 用途等	この計算書の1は、損害保険会社又は外国損害保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、この計算書の2は、少額短期保険業者が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載して、第6号様式の申告書に添付してください。	
	2 「課税標準の計算」(①から⑥まで又は⑩及び⑪の欄)	「収入金額」の各欄には、「収入金額に関する明細書」により計算した「正味収入保険料⑩」の欄又は「正味収入保険料⑪」の欄の金額をそれぞれ対応する保険の種類ごとに記載します。	
	3 「収入保険料及び再保険返戻金の合計額⑧又は⑫の欄」	収入保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものがあるときは、その金額も収入保険料より控除して計算します。	